

各 論 資 料（訓練）

2

- 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主

ハローワーク

ニーズや状況に応じて求職者の送り出し

【離職者等】

（雇止め等により離職した非正規労働者等）

職業訓練と訓練期間中の生活保障の実施

① 職業訓練の拡充

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野（医療、介護・福祉等）における基本能力から実践能力までを習得するための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキルを習得するための訓練

② 訓練期間中の生活保障

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付（月10万円、扶養家族を有する者：月12万円）
- ・ 希望者には貸付を上乘せ（月5万円まで、扶養家族を有する者：月8万円まで）

●事業開始：

21年7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始

21年7月29日 職業訓練順次開始

● 21年度実績：【訓練】受講申込者数 120,890人
 受講者数 48,616人
 【給付】受給資格認定件数 37,441件

● 22年度実績：【訓練】受講者数 55,146人
【給付】受給資格認定件数 40,610件

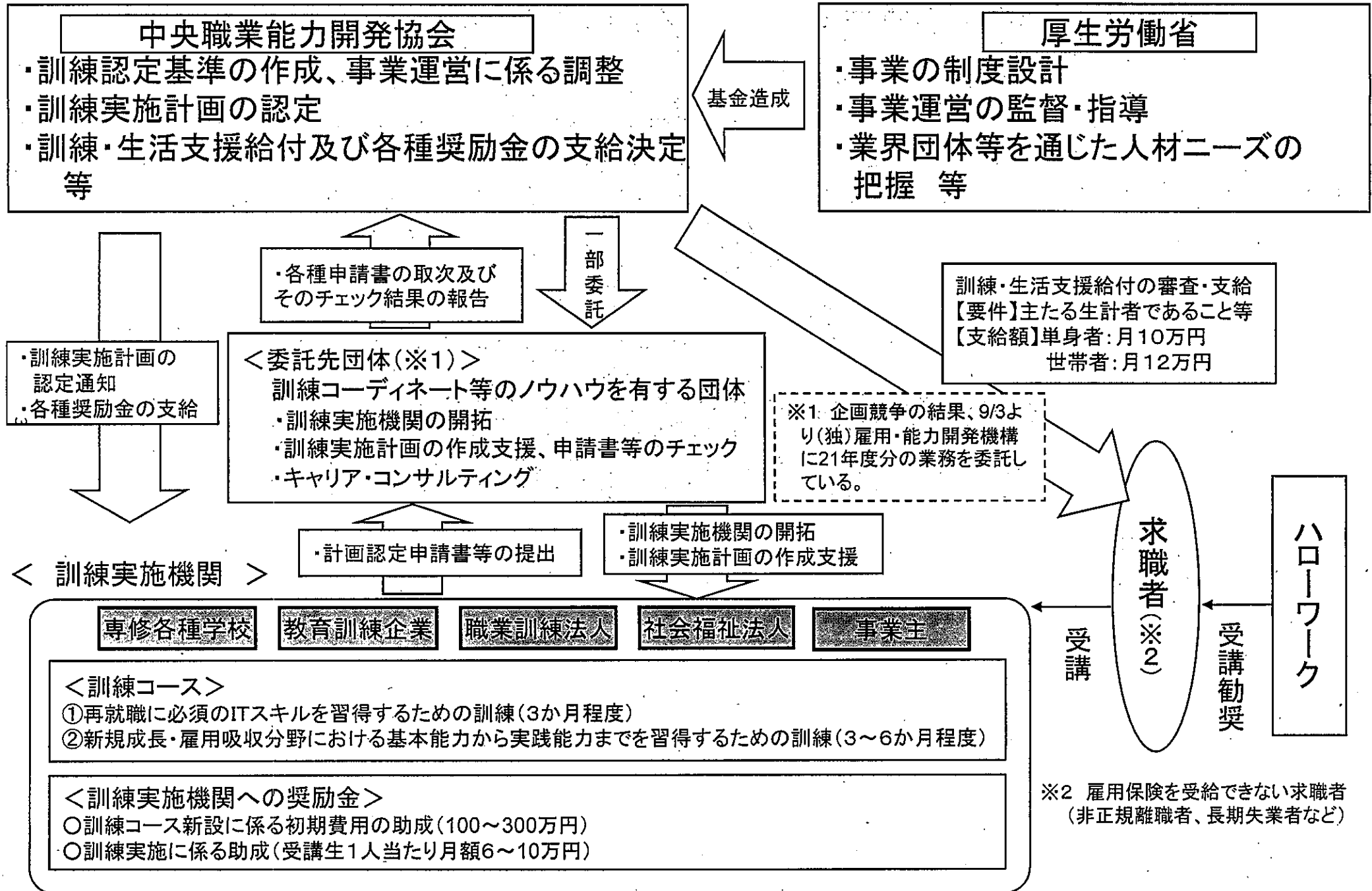
(22年7月6日現在)

緊急人材育成・就職支援基金

23年度～

新たな制度 として検討

緊急人材育成支援事業の概要



緊急人材育成支援事業における対象者

()内は22年度目標受講者数

公共職業訓練
(22万人)

基金訓練(15万人)

訓練開始予定の日において、次のいずれにも該当する者

- ① 安定所に求職申込みを行っている者
- ② 現在有する技能、知識、職業経験等と労働市場の状況から判断して基金訓練を受講することが適当と判断され、キャリア・コンサルティングを経て安定所長による受講勧奨を受けた者
- ③ 訓練を受けるために必要な能力等を有する者
- ④ 公共職業訓練の受講修了後1年未満でない者
- ⑤ 従前に受講した基金訓練又は公共職業訓練の期間と、新たに受講しようとする基金訓練の期間が合計して24ヶ月を超えない者

※ 基金訓練は、制度の趣旨上、雇用保険を受給できない求職者に対して職業訓練機会を提供するために実施するものであるため、雇用保険受給資格者については、原則として対象としない。ただし、例外として、職業能力、求職条件等にかんがみて、公共職業訓練には受講可能なコースがない場合であって、公共職業訓練よりも基金訓練の受講が適切と判断される場合には、基金訓練の対象者として差し支えないものとしている。

訓練・生活支援給付

以下のいずれにも該当する者

- ① 公共職業安定所長のあつ旋により、基金訓練または公共職業訓練を受講している者(※1)
- ② 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
- ③ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること(※2)
- ④ 年収が200万円以下(※3)であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること
- ⑤ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること
- ⑥ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

※1 8割以上の出席が必要。

※2 前年の状況で世帯の主たる生計者でなくても、(1)3年前までのいずれかの1年間において世帯で最も収入が多かった者、(2)3年前より前であっても、連続する2年間において、①世帯で最も収入が多かった者、②または独立して生計を営んでいた者については認められる。また、世帯の構成員がすべて年収200万円以下であれば、収入の多寡に関わらず認められる。(ただし1世帯1名)

※3 申請時点で200万円以上であっても、離職などによって年収見込が200万円以下になる場合は認められる。

基金職業訓練の種類

1 職業横断的スキル習得訓練コース(3か月程度)

文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作等の職業横断的な情報技術等(ＩＴスキル等)が不十分な者を対象とした訓練。

2 新規成長・雇用吸収分野等訓練コース

医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産業等の新規成長分野又は雇用吸収の見込める分野、その他地域の人材ニーズがある分野で求められる基本能力習得のために、以下の構成により実施する訓練。

① 基礎演習コース(3～6か月程度)

若年者等に配慮し、(i)就職に必要な基礎力の養成と、(ii)主要な業界、業種に係る短期間の体験等の提供等を内容とし、実践的演習に向けたレディネス(職業準備性)の付与及び具体的な職業選択へ向けた動機付けを支援する。なお、未就職卒業者向け訓練コースについては、基礎演習コースを活用し実施する。

② 実践演習コース(3～6か月程度)

新規成長分野、雇用吸収分野等における職種について、(i)座学形式、(ii)座学と企業実習等を組み合わせたデュアル形式、(iii)事業所における実習形式等により、より実践的な能力の習得を支援する。

3 社会的事業者等訓練コース

社会貢献が感得できる働き方の実現に資する社会的事業者等による訓練を通じて、効果的な職業能力開発と就職の実現を図ること、また、これらの社会的事業者等の担い手を育成することを目的とした訓練。

① ワークショップ型訓練(3か月～1年程度(合宿型若者自立プログラムは(3～6か月程度))

社会的事業者等において必要な職場環境・作業への適応、働く自信の回復、基礎的な技能の習得等を目的とする訓練。

② OJT型訓練(6か月～1年程度)

社会的事業等分野の経営を目指す者を対象に、社会的事業等分野の経営、事業運営に関する実践的知識・技能の習得を目的とする。

基金訓練計画認定分(22年度実績(22年7月6日現在))

職業横断スキル				基礎演習コース		実践演習コース		社会的事業者等訓練コース		合計	
IT基礎		営業・販売・事務									
コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数
1,404	28,782	279	6,568	364	8,880	1,724	41,435	56	721	3,827	86,386

1,724 41,435
(コース) (定員)

分野	IT	事務	医療事務	介護福祉	農林業	電気関連	機械・金属	建設関連	その他
コース数	404	346	212	339	36	13	27	76	271
定員数	9,482	8,657	5,417	8,713	659	300	422	1,602	6,183

[参考] 基金訓練計画認定分(21年度実績(22年3月31日現在))

職業横断スキル				基礎演習コース		実践演習コース		社会的事業者等訓練コース		合計	
IT基礎		営業・販売・事務									
コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数
2,633	51,871	460	10,672	589	13,415	1,990	45,762	16	338	5,688	122,058

分野	IT	事務	医療事務	介護福祉	農林業	電気関連	機械・金属	建設関連	その他
コース数	424	225	321	439	50	17	65	128	321
定員数	9,631	5,229	7,695	11,075	905	432	1,130	2,569	7,096

社会的事業者等訓練コースの概要 （合宿型若者自立プログラムを除く。）

目 的

新たな雇用創出分野として期待され、社会貢献が感得できる働き方の実現に資する社会的事業者等による訓練を通じて、受講者の効果的な職業能力開発と就職の実現を図ること、また、これらの社会的事業者等の担い手を育成すること。

訓練の実施機関の要件

以下のいずれにも該当すること。

- ① 法人格を有する団体であること。
- ② 営利を目的とせず、社会教育、環境保全、人権擁護、男女共同参画社会の形成、子供の健全育成など、特定非営利活動促進法第2条別表の特定非営利活動に相当する社会性の高い事業を展開しているものであること。
- ③ 社会的事業等分野での人材育成機能を備えているものであること。
- ④ 宗教、政治活動を目的としたものでないこと。

訓練の期間

6か月（約600時間） ～ 1年（約1,200時間）

訓練の種類

① ワークショップ型訓練

【対象者】正社員での就業経験が乏しい若年求職者等であって、社会的事業等や関連分野への企業等への就職を目指す者（訓練修了後、訓練を実施した社会的事業者等へ就職するものも可）

【内容】社会的事業等において必要な職場環境・作業への適応、働く自信の回復、基礎的な技能の習得等を目的とする。

② OJT型訓練

【対象者】社会的事業の経営を目指す者

【目的】社会的事業の経営、事業運営に関する実践的知識・技能の習得を目的とする。

訓練奨励金、新規訓練設定奨励金の支給

① 訓練奨励金

ハローワークの受講勧奨を受けた訓練の受講者数に10万円（月額）を乗じた額を支給

② 新規訓練設定奨励金

- ・第1種新規訓練設定奨励金：基金訓練として、社会的事業者等訓練コースの訓練を新たに実施した場合に、訓練期間と定員数に応じて、100～300万円を支給
- ・第2種新規訓練設定奨励金：訓練計画の認定を受けた際に添付した計画に基づいて、施設・設備の設置・整備を行い、ハローワークの受講勧奨を受けた訓練受講者数が合計10名以上である場合に、1施設当たり800万円を限度として、要した費用の5分の4の額を支給

緊急人材育成・就職支援基金による合宿型若者自立プログラムの概要

名 称	○ 緊急人材育成・就職支援 基金訓練 社会的事業者等訓練コース 合宿型 (合宿型若者自立プログラム)
対 象 者	○ 基本的な生活習慣、働く自信等、自立に向け困難な課題を抱え、合宿型プログラムにより就職の実現が見込まれるニート(40歳未満)
受講手続き	○ 各実施機関による適格性判断に加え、 <u>ハローワーク等が就職可能性等を判断し、受講勧奨。その後も就職支援に一貫して関与</u>
プログラム	○ 生活訓練、労働体験、基礎技能習得の訓練＋ <u>社会的事業等分野のOJT(訓練時間の1/4以上)</u> →就職に向けたより実践的なプログラムを編成 ○ 概ね3～6か月
その他実施体制等に関する要件	○ 訓練・宿泊施設が一定の規格満たす ○ 指導者の配置に加え、キャリア・コンサルティング等就職支援の体制整備
実施機関に対する支援	○ 受講実績に応じた訓練奨励費(10万円/人・月) ○ 実施計画・実績に応じた新規訓練設定奨励金
受講者自己負担・これに対する支援	○ 訓練経費無料 ○ ホテルコスト自己負担 ○ <u>一定の要件を満たす場合、訓練・生活支援給付(10万円/月)支給</u>
実施団体・箇所数	○ 上記による認定基準の下で訓練計画の認定を受けた団体が実施
受講規模	○ 600名以上の受講規模を目指す

社会的事業者等訓練コース実施状況(平成22年3月15日以降訓練開始分)

平成22年6月30日現在

認定済みコース数	71 件
うち開始済みコース数	35 件
認定済み定員数	1,044 人
うち開始済みコースの定員数	564 人
受講者数	436 人

※ 合宿型若者自立支援プログラム分を含む。

合宿型若者自立支援プログラム実施状況(平成22年4月1日以降訓練開始分)

平成22年6月30日現在

認定済みコース数	33 件
うち開始済みコース数	17 件
認定済み定員数	359 人
うち開始済みコースの定員数	217 人
受講者数	125 人

「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

※ 緊急人材育成支援事業の活用

民間教育訓練機関

未就職卒業者向け訓練コース（新設）

- 社会人としての心がまえや就職に必要な基礎力の養成と主要な業界、業種に係る短期間の体験機会等を提供。
- 実践的な演習に向けたレディネス付与と具体的な職種選択へ向けた動機付けを支援。（訓練期間・標準6か月）
- カリキュラムイメージ

<一般科目>

- ① 基礎学力の向上（数学等）

<基礎演習>

- ② 自己理解、職業マインド、表現・思考スキル、コミュニケーション力の向上
- ③ 接遇、面接指導等社会人力、就職力の向上
- ④ IT活用スキル向上（帳票作成、表計算等）
- ⑤ 事務処理能力向上（総務・経理、一般事務等）
- ⑥ ものづくり基礎力向上（基礎課題作成等）

<業界（医療、福祉、IT、販売、製造等）実習>

- ⑦ ガイダンス
- ⑧ 職場見学、職場体験、職業人講話 等

<キャリア・コンサルティングの実施>

訓練期間中に3回以上の実施

希望職種に応じ、実践演習コース（各業界、職種で求められる知識・技能の習得）又は公共職業訓練へ誘導

就

職

訓練カリキュラム策定支援等

訓練カリキュラム策定機関
（他）雇用・能力開発機構
都道府県センター

ニーズ把握・連携

高校・大学等

労働局

都道府県

地域の産業界

訓練・生活支援給付の拡充

世帯年収300万円以下の未就職卒業者に訓練期間中の生活保障 10万円／月

未就職卒業者向け基金訓練実施状況(平成22年4月1日以降訓練開始分)

平成22年6月30日現在

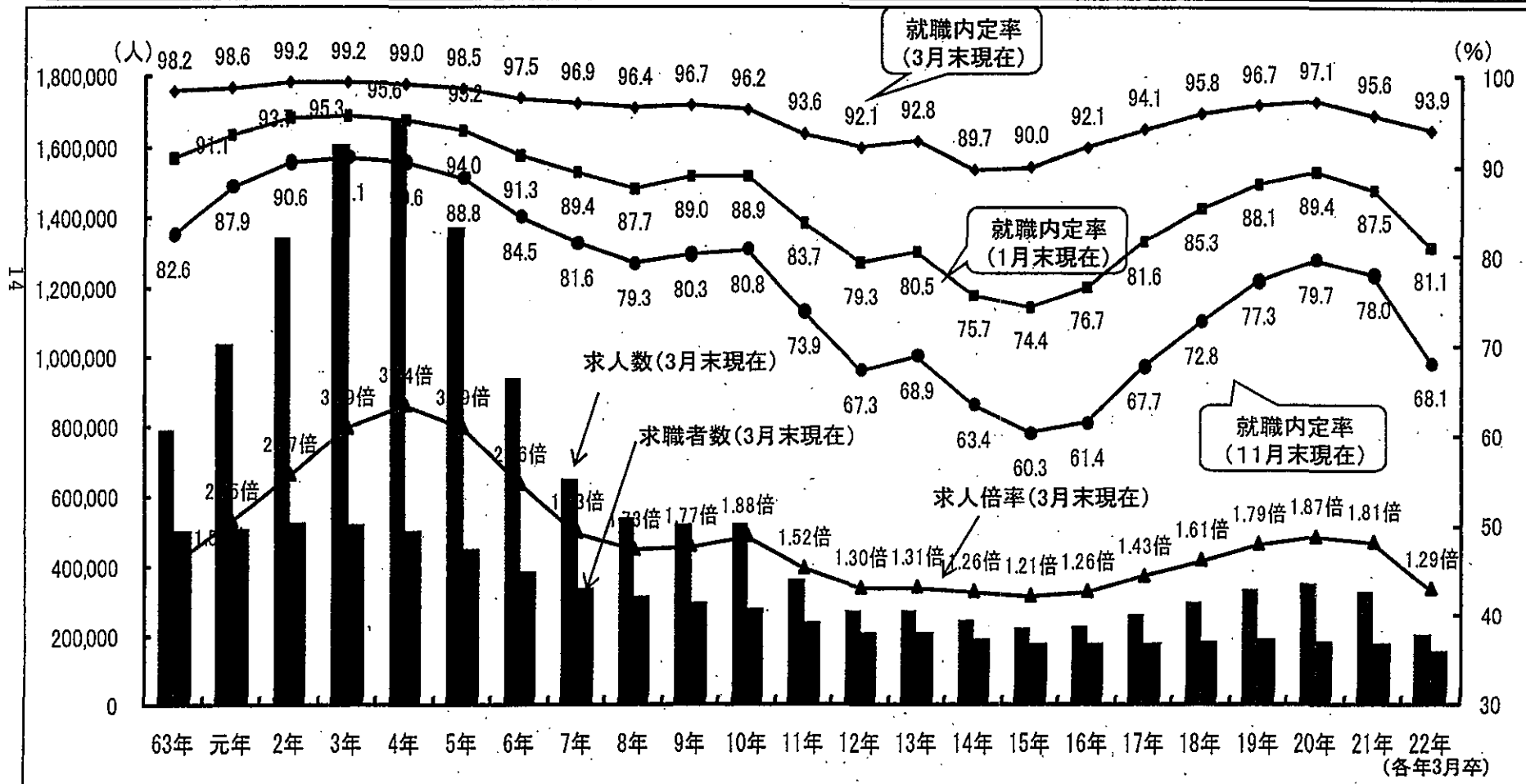
認定済みコース数	213 件
うち開始済みコース数	147 件
認定済み定員数	4,964 人
うち開始済みコースの定員数	3,355 人
受講者数※	2,086 人

※ 受講者数は、開講済みの147コース、定員3,355人分のうち、把握した142コース、定員3,241人分に対する暫定値である。

新規高校卒業者の求人・求職状況の推移

○ 今春の新規高卒者の就職環境は、非常に厳しい状況（3月末現在）。

- ・ 就職内定者数は14万4千人で、1月末から1万3千人増加。前年同期に比べ15.6%減少。
- ・ 就職内定率は93.9%で、1月末から12.8ポイント上昇。前年同期を1.7ポイント下回る。
- ・ 求人倍率は1.29倍となり、1月末から0.12ポイント上昇。前年同期を0.52ポイント下回る。



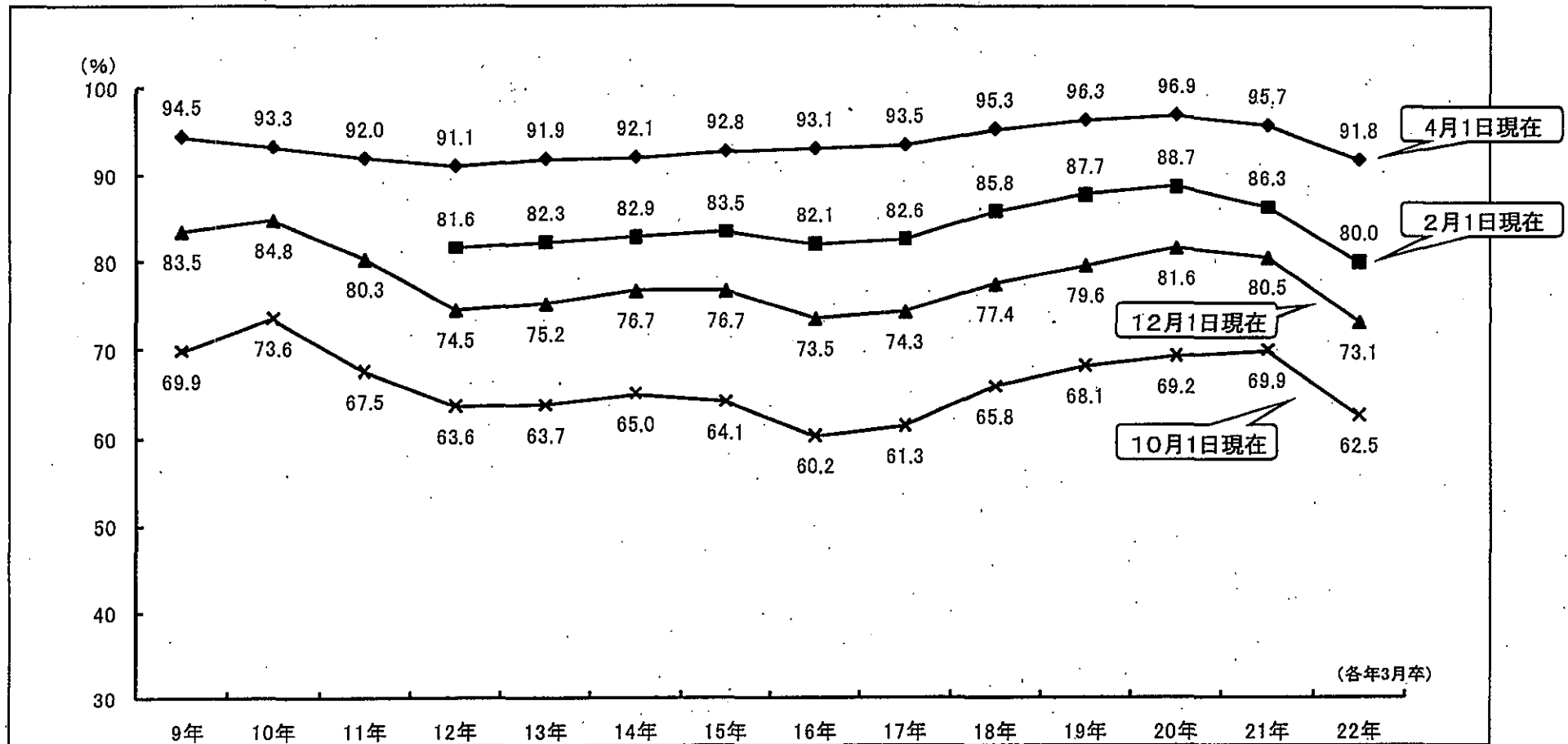
(資料出所) 職業安定業務統計

(注) 求職者数とは、学校又は公共職業安定所の紹介を希望する者の数

新規大学卒業者の就職状況の推移

- 今春の新規大卒者の就職環境は、厳しい状況（4月1日現在）。
 - 就職内定率は91.8%で、2月1日現在から11.8ポイント上昇。前年同期差は3.9ポイント減。

（参考）就職内定者数（推計値）は34万4千人で、2月1日現在から2万人増加。
 （注：学校基本調査（速報値）により卒業予定者数を推計した上で、就職内定者数を推計）



（資料出所）「大学等卒業予定者就職内定状況調査」（厚生労働省・文部科学省）
 （注）内定率とは、就職希望者に占める内定取得者の割合。

○ 新規学卒者の卒業後の状況

新規高卒者については、

○ 全体的に大学等へ進学する者が増加傾向。

○ 就職者の割合は、普通科で低下傾向。

新規高卒者の就職状況

(左欄):人数 (右欄):卒業者数に占める割合(%)

		卒業生(合計)	大学等進学者	専修学校(専門)進学者	専修学校(一般)等入学者	能開施設等入学者	就職者	一時的な仕事に就いた者	左記以外の者	死亡・不詳の者
全体	平成元年3月卒	1,700,789	517,981		479,408		606,150	*	96,058	1,194
	平成 6年3月卒	1,658,949	598,807		270,082		459,280	*	106,898	724
	平成11年3月卒	1,362,682	600,864		225,411	122,030	276,859	*	127,341	554
	平成16年3月卒	1,235,012	558,267		236,643	102,271	206,903	27,001	92,620	216
	平成21年3月卒	1,083,581	572,927		155,553	86,490	193,583	13,569	54,590	158
普通	平成元年3月卒	1,261,820	474,005		417,498		280,790	*	78,435	892
	平成 6年3月卒	1,237,321	542,039		203,558	207,041	200,292	*	83,925	466
	平成11年3月卒	1,011,770	531,433		180,817	110,986	109,582	*	92,771	408
	平成16年3月卒	904,177	479,271		163,364	82,151	76,577	18,898	69,049	157
	平成21年3月卒	771,955	486,445		102,203	59,747	89,124	9,347	41,537	125
工業	平成元年3月卒	147,403	9,228		17,752		116,410	*	3,945	68
	平成 6年3月卒	139,478	10,102		19,838	5,036	98,913	*	5,481	106
	平成11年3月卒	117,118	14,537		19,987	2,499	68,888	*	8,977	38
	平成16年3月卒	105,592	18,014		21,063	1,733	54,988	2,170	5,448	18
	平成21年3月卒	85,244	14,866		11,183	820	53,582	826	2,380	5
商業	平成元年3月卒	183,814	15,030		24,202		138,014	*	8,228	139
	平成 6年3月卒	168,516	20,357		29,484	5,692	102,800	*	10,293	90
	平成11年3月卒	123,046	22,278		24,819	2,969	58,084	*	14,073	81
	平成16年3月卒	100,156	21,334		25,089	2,236	40,270	3,084	7,631	5
	平成21年3月卒	74,444	20,263		16,398	1,228	31,481	1,306	3,438	17

- (注) 1「大学等進学者」=大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科・通信教育部・別科及び高等学校等の専攻科への進学者。
 2「専修学校(専門)進学者」=専修学校(専門課程)への進学者。平成2年以前は専修学校(一般)と区せずに計上。
 3「専修学校(一般)等入学者」=専修学校(一般課程)及び各種学校への入学者。平成10年以前は能開施設等入学者を含む。
 4「能開施設等入学者」=公共職業能力開発施設等への入学者。
 5「就職者」=進学しかつ就職した者は「就職者」に含まれる。
 6「左記以外の者」=家事手伝いをしていない者、外国の大学等に入学した者、道路が未定であることが明らかな者。
 7「*」は、「左記以外の者」に含まれる。

(資料出所)文部科学省「学校基本調査」

新規大卒者については、

○ 大学院等へ進学する者が増加。

○ 就職者の割合は、就職氷河期に大きく低下したものの、近年は回復。

新規大学卒業者の就職状況

(左欄):人数 (右欄):卒業者数に占める割合(%)

		卒業生(合計)	進学者	就職者	臨床研修医	専修学校等入学者	一時的な仕事に就いた者	左記以外の者	死亡・不詳の者
全体	平成元年3月卒	376,888	25,157	300,019	7,100	*	3,932	23,419	17,081
	平成 6年3月卒	461,898	43,890	325,447	6,978	*	7,709	52,254	25,620
	平成11年3月卒	532,436	53,976	320,119	6,450	*	16,023	105,976	29,892
	平成16年3月卒	548,897	64,534	306,414	8,049	12,412	24,754	110,035	22,699
	平成21年3月卒	559,539	68,371	382,485	9,051	9,843	12,991	67,894	8,904
文科系	平成元年3月卒	201,701	3,172	171,507	-	*	1,483	12,700	12,859
	平成 6年3月卒	258,564	6,474	195,219	-	*	4,074	33,533	19,264
	平成11年3月卒	303,344	8,598	194,180	-	*	9,671	68,015	22,880
	平成16年3月卒	308,358	11,700	181,285	-	8,225	15,925	73,587	17,636
	平成21年3月卒	295,420	12,831	220,090	-	6,091	7,697	42,524	6,187
理工系	平成元年3月卒	123,188	19,679	89,703	7,100	*	216	4,791	1,709
	平成 6年3月卒	144,175	33,329	91,874	6,978	*	490	8,382	3,122
	平成11年3月卒	162,841	40,307	91,633	6,450	*	1,748	19,134	3,569
	平成16年3月卒	166,034	47,014	84,610	8,049	1,888	2,233	19,635	2,605
	平成21年3月卒	172,815	48,751	99,499	9,051	1,638	1,127	11,673	1,076

- (注) 1「文科系」=人文科学、社会科学
 2「理工系」=理学、工学、農学、保健
 3「進学者」=大学院等に進んだ者。進学しかつ就職した者を除く(当該者は「就職者」に含まれる)。
 4「専修学校等入学者」=専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校への入学者、研究生として入学した者。
 5「一時的な仕事に就いた者」=臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者。
 6「左記以外の者」=家事手伝いなど、「進学者」「就職者」「専修学校等入学者」等でもないことが明らかな者。
 7「*」は、「左記以外の者」に含まれる。

(資料出所)文部科学省「学校基本調査」

22年度実績 (22年7月6日現在)

	01_職業横断スキル				02_基礎演習		03_実践演習		04_社会的事業者等		合 計	
	01_IT基礎		03_営業・販売・事務		コース件数	定員数	コース件数	定員数	コース件数	定員数	コース件数	定員数
都道府県	コース件数	定員数	コース件数	定員数								
01 北海道	74	1,835	15	383	18	449	90	2,283	2	20	199	4,970
02 青森県	15	328	7	135	6	137	24	516	1	20	53	1,136
03 岩手県	23	438	1	16	2	32	11	194	0	0	37	680
04 宮城県	18	311	0	0	0	0	14	280	0	0	32	591
05 秋田県	20	380	4	70	1	20	9	180	0	0	34	650
06 山形県	18	373	1	20	4	104	19	412	0	0	42	909
07 福島県	28	549	2	38	12	298	24	515	0	0	66	1,400
08 茨城県	35	644	5	100	7	167	29	627	0	0	76	1,538
09 栃木県	76	1,458	1	30	6	147	40	911	4	31	127	2,577
10 群馬県	20	461	1	27	2	45	25	704	0	0	48	1,237
11 埼玉県	59	1,205	15	397	11	261	56	1,378	4	70	145	3,311
12 千葉県	66	1,299	6	143	20	502	67	1,638	2	20	161	3,602
13 東京都	107	2,469	46	1,267	31	762	254	6,674	3	46	441	11,218
14 神奈川県	31	622	11	297	13	332	58	1,457	7	92	120	2,800
15 新潟県	17	341	2	20	8	145	32	693	2	37	61	1,236
16 富山県	7	113	2	22	2	34	12	199	4	35	27	403
17 石川県	10	138	1	10	14	250	12	309	0	0	37	707
18 福井県	8	130	4	80	0	0	5	105	0	0	17	315
19 山梨県	7	134	6	106	1	30	9	214	0	0	23	484
20 長野県	21	389	2	42	4	70	20	440	3	30	50	971
21 岐阜県	21	391	2	49	4	87	26	577	1	10	54	1,114
22 静岡県	35	576	3	60	9	195	29	602	0	0	76	1,433
23 愛知県	66	1,470	4	90	8	220	75	1,785	3	31	156	3,596
24 三重県	22	376	0	0	1	15	10	225	0	0	33	616
25 滋賀県	10	206	3	58	8	210	11	193	1	12	33	679
26 京都府	38	780	5	110	2	40	36	859	1	12	82	1,801
27 大阪府	118	2,511	49	1,186	29	686	224	5,639	1	4	421	10,026
28 兵庫県	67	1,143	6	135	15	418	75	1,791	3	50	166	3,537
29 奈良県	19	351	13	323	1	30	13	288	0	0	46	992
30 和歌山県	23	482	6	122	3	60	15	314	0	0	47	978
31 鳥取県	4	76	2	39	5	113	6	122	0	0	17	350
32 島根県	10	153	0	0	2	50	6	136	0	0	18	339
33 岡山県	13	278	6	160	3	70	26	661	0	0	48	1,169
34 広島県	30	611	6	125	0	0	35	794	0	0	71	1,530
35 山口県	8	159	2	28	2	35	12	259	0	0	24	481
36 徳島県	7	139	2	32	0	0	14	273	0	0	23	444
37 香川県	12	230	4	71	1	25	9	157	2	33	28	516
38 愛媛県	15	241	0	0	3	80	12	214	2	45	32	580
39 高知県	4	72	0	0	2	54	8	176	1	5	15	307
40 福岡県	83	1,830	14	329	25	691	117	2,907	2	30	241	5,787
41 佐賀県	16	388	2	40	17	397	15	324	1	20	51	1,169
42 長崎県	22	421	1	24	5	126	25	672	0	0	53	1,243
43 熊本県	39	895	6	144	10	254	26	580	1	8	82	1,881
44 大分県	11	212	0	0	2	50	13	339	0	0	26	601
45 宮崎県	11	224	1	20	6	129	18	430	2	25	38	828
46 鹿児島	17	386	1	20	9	195	16	343	2	25	45	969
47 沖縄県	23	564	9	200	30	865	42	1,046	1	10	105	2,685
総計	1,404	28,782	279	6,568	364	8,880	1,724	41,435	56	721	3,827	86,386

[参考] 21年度認定実績 (22年3月31日現在)

都道府県	01_職業横断スキル				02_基礎演習		03_実践演習		04_社会的事業者等		合 計	
	01_IT基礎		03_営業・販売・事務		コース件数	定員数	コース件数	定員数	コース件数	定員数	コース件数	定員数
	コース件数	定員数	コース件数	定員数								
01 北海道	117	2,812	14	335	21	493	103	2,628	2	40	257	6,308
02 青森県	59	1,165	3	50	14	297	22	438	0	0	98	1,950
03 岩手県	42	795	3	55	16	330	29	473	0	0	90	1,653
04 宮城県	78	1,473	5	107	6	115	44	862	0	0	133	2,557
05 秋田県	36	570	3	50	2	40	8	150	0	0	49	810
06 山形県	46	914	6	115	9	184	10	205	1	40	72	1,458
07 福島県	55	1,052	1	15	11	220	20	314	0	0	87	1,601
08 茨城県	72	1,398	2	40	10	219	49	1,048	0	0	133	2,705
09 栃木県	133	2,380	3	70	13	231	22	482	1	15	172	3,178
10 群馬県	44	1,040	3	69	5	120	30	778	0	0	82	2,007
11 埼玉県	82	1,567	10	242	13	349	30	758	0	0	135	2,916
12 千葉県	97	1,931	12	317	29	710	45	1,053	0	0	183	4,011
13 東京都	224	5,018	91	2,488	62	1,488	312	7,753	0	0	689	16,747
14 神奈川県	70	1,324	25	661	28	682	52	1,232	0	0	175	3,899
15 新潟県	50	915	2	30	13	300	56	1,326	0	0	121	2,571
16 富山県	23	361	7	117	24	463	22	366	0	0	76	1,307
17 石川県	20	330	0	0	20	356	27	521	0	0	67	1,207
18 福井県	14	266	4	80	2	40	12	230	0	0	32	616
19 山梨県	14	285	12	264	0	0	7	149	0	0	33	698
20 長野県	61	1,164	7	129	11	230	35	750	0	0	114	2,273
21 岐阜県	43	755	0	0	3	70	25	516	0	0	71	1,341
22 静岡県	47	859	3	60	8	190	33	767	0	0	91	1,876
23 愛知県	114	2,611	8	177	6	142	92	2,272	1	25	221	5,227
24 三重県	50	804	0	0	0	0	15	311	0	0	65	1,115
25 滋賀県	25	454	3	60	14	405	16	311	0	0	58	1,230
26 京都府	65	1,241	24	589	3	78	39	970	0	0	131	2,878
27 大阪府	218	4,521	63	1,496	30	673	236	5,764	1	20	548	12,474
28 兵庫県	98	1,569	23	485	24	508	74	1,626	0	0	219	4,188
29 奈良県	27	478	10	205	2	30	16	317	1	20	56	1,050
30 和歌山県	55	1,105	4	120	3	60	16	304	0	0	78	1,589
31 鳥取県	8	169	5	88	6	90	11	216	0	0	30	563
32 島根県	23	318	0	0	3	60	6	105	0	0	32	483
33 岡山県	20	412	15	341	7	163	32	768	0	0	74	1,684
34 広島県	54	1,051	10	227	12	305	46	1,078	0	0	122	2,661
35 山口県	17	322	6	140	9	200	19	397	0	0	51	1,059
36 徳島県	16	294	5	87	4	83	11	212	1	10	37	686
37 香川県	23	402	6	109	3	56	15	247	0	0	47	814
38 愛媛県	26	412	4	60	6	145	17	335	0	0	53	952
39 高知県	12	192	0	0	7	137	18	352	0	0	37	681
40 福岡県	110	2,268	18	380	35	891	103	2,464	0	0	266	6,003
41 佐賀県	20	421	3	60	4	90	12	230	0	0	39	801
42 長崎県	46	740	3	50	6	162	28	649	2	40	85	1,641
43 熊本県	46	972	3	70	18	408	41	885	3	60	111	2,395
44 大分県	18	360	8	165	15	385	15	375	0	0	56	1,285
45 宮崎県	27	525	5	105	31	724	20	412	0	0	83	1,766
46 鹿児島	29	512	2	36	13	276	18	379	1	8	63	1,211
47 沖縄県	59	1,344	16	328	8	217	81	1,984	2	60	166	3,933
総計	2,633	51,871	460	10,672	589	13,415	1,990	45,762	16	338	5,688	122,058

実施主体別・コース別基金訓練認定件数及び定員数

実施機関	合計		職業横断的スキル		基礎演習		実践演習	
	コース数	定員	コース数	定員	コース数	定員	コース数	定員
株式会社等	7,543	162,053	3,891	77,457	719	16,678	2,922	67,796
経済団体 事業主団体	81	1,631	21	470	4	80	54	1,049
公益法人	213	4,944	131	3,200	23	561	51	1,052
専修学校等	1,231	30,477	553	13,331	165	3,962	511	13,144
大学等	33	954	5	134	12	340	16	480
職業訓練法人	110	2,067	77	1,383	7	154	26	530
NPO法人	260	5,463	90	1,795	22	504	99	2,430
社会福祉法人	25	576	0	0	1	16	24	560
認定職業訓練施設	7	95	3	45	0	0	4	50
その他	12	184	5	78	0	0	7	106
合計	9,515	208,444	4,776	97,893	953	22,295	3,714	87,197

※ 平成22年7月6日現在

※ 合計には、社会的事業者等コースを含む。

基金訓練受講者の就職までの流れ

新たに訓練を受講される人

① ハローワークへ求職申込み

② ハローワークで職業相談、
キャリア・コンサルティングを受ける

③ 受講申込み

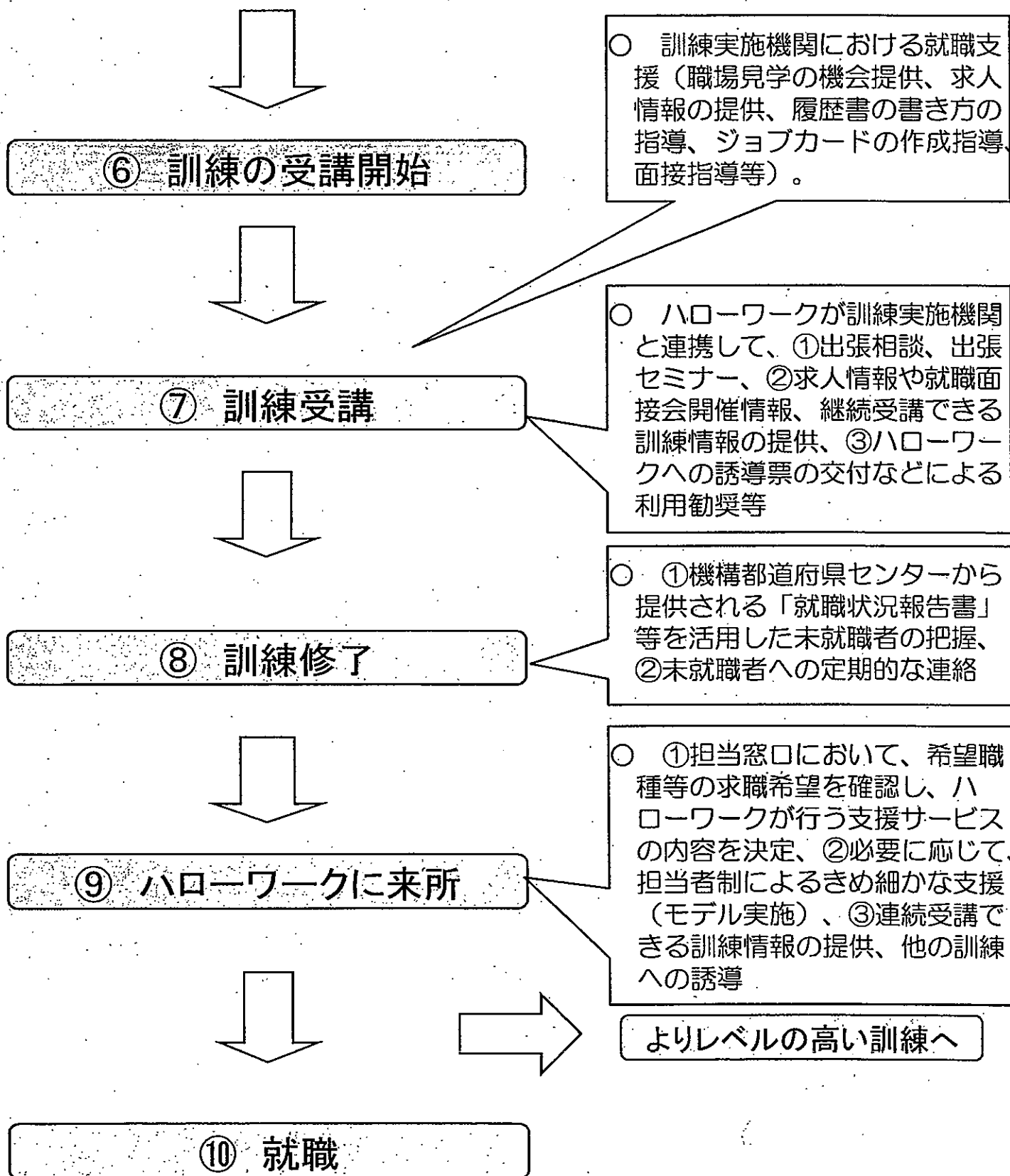
④ 訓練実施機関による選考

⑤ ハローワークによる受講
あっせん

○ ハローワークにおいて受講希望者の就職意欲の有無を確認し、就職する上で訓練による技能の向上が必要であると判断した場合には、受講希望者の訓練希望や適性を見極めつつ訓練の選考に誘導

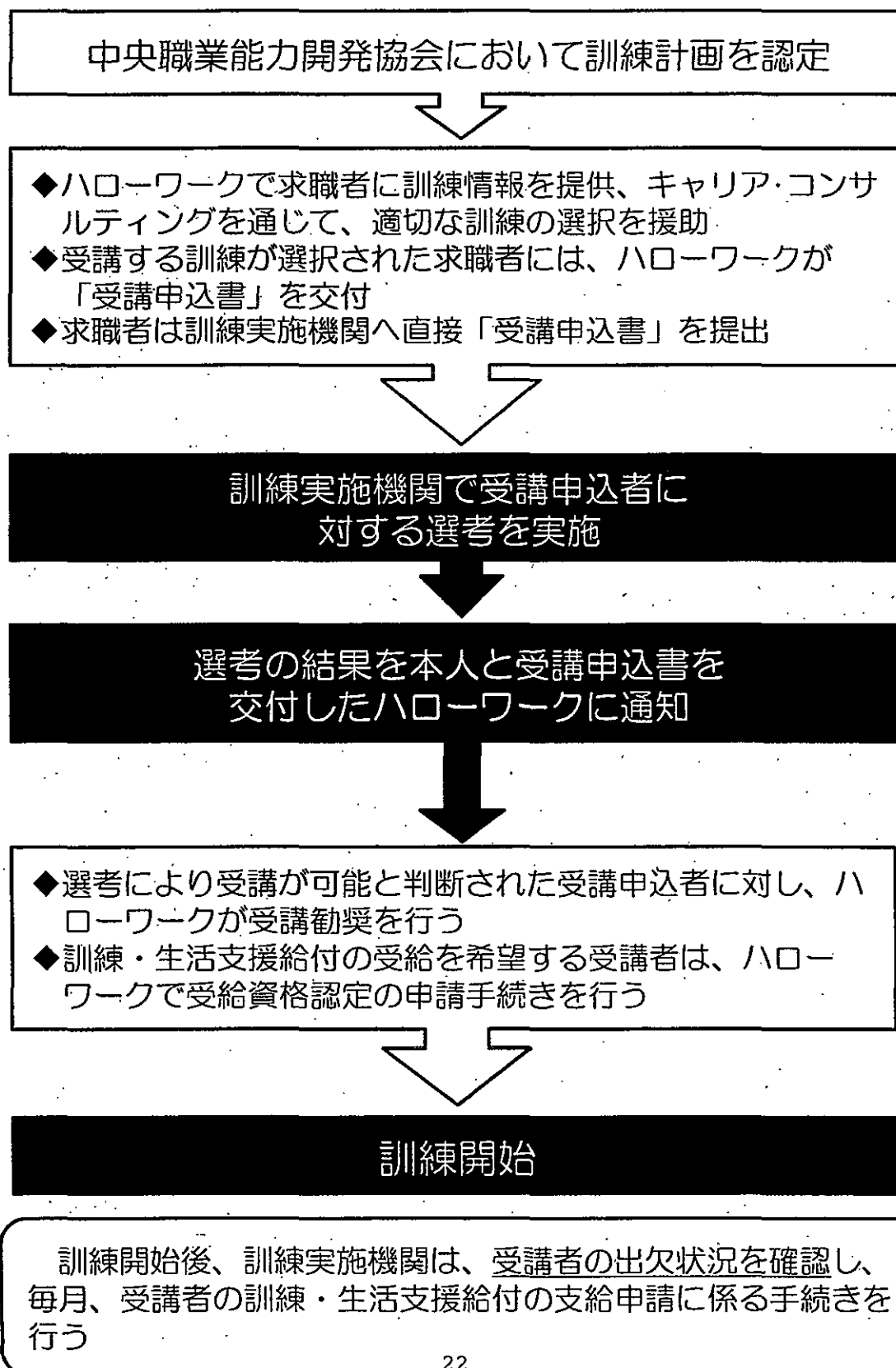
○ 訓練実施機関において、当該訓練の受講の適性や能力・意欲等を確認するため、選考（試験、面接等）を実施

○ 訓練実施機関の選考により受講が可能とされた者に対し、受講あっせんを行う。



基金訓練実施機関における訓練開始までの流れ

緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）を実施しようとする機関（以下訓練実施機関という）が、当該訓練の訓練計画の認定を受けた後、訓練開始までの流れは、以下のとおりである。



基金訓練の認定基準（概要）

○ 実施機関

専修学校、各種学校、教育訓練企業等の民間教育訓練機関、大学・短期大学（大学院）、事業主、職業訓練法人、NPO法人、社会福祉法人、認定職業訓練施設、農林業の団体、事業主団体等

○ 定員

概ね10人～30人

○ 訓練内容

職業横断的スキル習得訓練コース、新規成長・雇用吸収分野等訓練コース（基礎演習コース、実戦演習コース）、社会的事業者等訓練コース

○ 訓練期間及び訓練時間

・ 訓練時間は、1日5～6時間を標準とし、1か月100時間以上

※ 50分以上60分未満（休憩時間を除く）を1時間以上として算定して差し支えないが、やむを得ず90分で行う場合は、2時間として算定できること

・ 職業横断的スキル習得訓練コースの訓練期間は、3か月程度

・ 新規成長・雇用吸収分野等訓練コースのうち、基礎演習コースの訓練期間は3～6か月程度、実践演習コースの訓練期間は3～6か月程度

・ 社会的事業者等訓練コースの訓練期間は、3か月～1年程度

○ 講師は、教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する者であって、教育訓練を適正に運営することができる者を確保すること

○ 修了証の発行

習得した知識・技能が修了に値すると認められ、さらに8割以上の出席をもって修了とする

○ 実施コース

直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの等は対象としない

○ 受講者に対する就職支援

訓練期間中及び訓練修了後を通じて受講者に行う就職支援の内容について、事前に訓練計画に明記すること

○ 就職状況の報告

訓練修了者及び就職のために中退した者の訓練修了後3か月以内の就職状況等を報告すること

○ 受講者に対する相談体制

受講者等からのクレームに対して、誠意をもって適正に対応し、相談及び対応の経過が記録できる体制を確保できること

趣味等との関連性が強く基金訓練の対象外としたもの

- 基金訓練の認定基準(欠格要件)において、基金訓練として認定する訓練は、「一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの」等でないことと定めている。
これまで当該欠格要件にあたるものとして、訓練認定の対象外としたものは以下のようなものがある。

○「英会話、中国語会話」

→ 訓練修了後に就職を想定した訓練内容でなく、教養として英会話等の習得のみを目標としていたもの。

○「着物の着付け、礼儀作法」

→ 就職に必要な技能等の習得までを盛り込んだ訓練内容となっておらず、教養・生活に関わる事柄しか習得できるものでなかったもの。

○「絵画」

→ 訓練修了後に就職を想定した訓練内容でなく、趣味の範囲内での技能等しか習得できない訓練内容となっていたもの。

○「ゴルフに関わる知識、技術の習得」

→ ゴルフに関わる職種への就職を想定したものであったが、趣味の範囲内での技能等しか習得できない訓練内容となっていたもの。

訓練奨励金の支給実績(平成22年7月6日現在)

＜訓練実施に係る奨励金の額(1か月当たり)＞

- ① 職業横断的スキル習得訓練コース 6万円
- ② 新規成長・雇用吸収分野等訓練コース
 - 基礎演習コース 10万円
 - 実践演習コース 6万円
- ③ 社会的事業者等訓練コース 10万円

支給決定件数	支給総額
2,486件	7,687,620千円

※ 訓練奨励金は訓練期間が3ヶ月経過するごとに申請することができるため、3ヶ月を超えるコースについては同一のコースにおいて、支給決定件数が複数件計上されている場合がある。

新規訓練設定奨励金実績値 期間・定員別

平成22年7月6日現在

訓練期間	定員数				
	1～9人	10～14人	15～19人	20人以上	合計
3月以上6月未満	(1人あたり5万円)	(50万円)	(75万円)	(100万円)	
	19件	381件	424件	1,891件	2,715件
	7,000千円	190,500千円	318,000千円	1,891,000千円	2,406,500千円
6月以上9月未満	(1人あたり10万円)	(100万円)	(150万円)	(200万円)	
	6件	37件	72件	646件	761件
	3,200千円	37,000千円	108,500千円	1,292,000千円	1,440,700千円
9月以上12月以下	(1人あたり15万円)	(150万円)	(225万円)	(300万円)	
	0件	1件	1件	4件	6件
	0千円	1,500千円	2,250千円	12,000千円	15,750千円
合計	25件	419件	497件	2,541件	3,482件
	10,200千円	229,000千円	428,750千円	3,195,000千円	3,862,950千円

※上段:支給件数

下段:支給金額

※上記以外に、第2種新規訓練設定奨励金の支給実績あり。

第2種新規訓練設定奨励金支給実績:8件、37,060千円。

公共職業訓練(委託訓練)における成果報酬制度 (インセンティブ方式)

1. 趣旨

委託訓練実施機関に競争原理を導入し、就職状況に応じた優遇策を講じることにより、就職率の向上を図ることを目的に、委託先機関の就職実績に応じて就職支援経費を支給する訓練コースを実施。(平成16年度～)

2. 就職支援経費

以下の支給基準に基づき、訓練実施経費(上限5万円)に就職支援経費を上乗せして支給。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・就職率75%以上 | 訓練生1名1月当たり2万円支給 |
| ・就職率55%以上75%未満 | 訓練生1名1月当たり1万円支給 |
| ・就職率55%未満 | 支給なし |

※就職率30%未満のコースについては、改善指導のうえ実施した2回目の就職率も30%未満の場合は、次回の委託先選定において、委託の対象とはしない。

※平成19年度において就職率を各5%引き上げ、上記就職率としていること。

※成果報酬制度は、制度導入の趣旨・目的等に鑑み、就職率の低い一部の委託訓練(座学中心の訓練)にのみ導入。

基金訓練の実施機関及び受講者からの声について

厚生労働省本省や都道府県労働局・ハローワーク、(独)雇用・能力開発機構都道府県センター（以下「機構センター」という。）等に、これまで寄せられた基金訓練に係る要望・意見・苦情等の状況について、主なものは以下のとおり。

① 受講者から寄せられた要望・意見・苦情等

- ・ 訓練の内容や進度、習得への不安、他の受講者の受講態度への不満、受講環境、設備、時間割への不満、給付金支給の可否や支給時期を早く知らせて欲しい等。
- ・ その他、受講者個人の金銭面、健康的、生活面の問題等を訴えるものも寄せられている。

② 訓練実施機関から寄せられた要望・意見・苦情等

- ・ 受講者の受講意欲・態度、受講者のレベルの違い、精神的に不安定な受講者への対応等に関する苦慮等。

③ 対応状況

- ・ 訓練実施機関には、訓練認定基準により、受講者からの要望・意見・苦情等について、訓練実施機関の講師・職員と受講者の話し合いにより解決するための体制整備が義務付けられている。
- ・ また、本省、労働局・ハローワーク、中央職業能力開発協会、機構センターが受講者からの要望・苦情を把握した場合には、各地域において、これらの関係機関が連携して、訓練実施機関への助言・指導を行うとともに、一連の対応状況について情報の共有化を図っている。

基金訓練と公共職業訓練(離職者訓練)との比較

	基金訓練	公共職業訓練 (施設内訓練)	公共職業訓練 (委託訓練)
ねらい	雇用保険が受給できない者についての職業訓練機会の拡充	○労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができること	○労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができること ○職業を転換しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施すること
対象者	雇用保険を受給できない求職者	労働者 (雇用保険受給資格の有無にかかわらず)	労働者 (雇用保険受給資格の有無にかかわらず)
受講に関する 国の関与	ハローワークにおける受講勧奨	○ハローワークにおける受講指示(雇用保険受給者) ○ハローワークにおける受講推薦(雇用保険非受給者)	
内容	○職業横断的スキル習得訓練コース(3ヶ月程度) →ITスキル等が不十分な者への訓練 ○新規成長・雇用吸収分野等訓練コース ・基礎演習コース(3～6ヶ月程度) →就職に必要な基礎力の養成 ・実践演習コース(3～6ヶ月程度) →実践的な能力の習得 (例)医療・福祉・介護、ITなどの分野 ○社会的事業者等訓練コース ・ワークショップ型訓練(3ヶ月～1年程度) →ワークショップ・座学等の組合せによる社会的事業者等への就職に必要な技能等の習得(合宿型若者自立プログラムを含む) ・OJT型訓練(3～6ヶ月程度) →OJT・座学等の組合せによる社会的事業者経営上の知識・技能の習得	○国(雇用・能力開発機構(標準6ヶ月)) →ものづくり分野を中心とした、民間では実施できない訓練 (例)テクニカルオペレーション科、金属加工科、電気設備科、制御技術科、住宅設備科、生産経営実務科等 ○都道府県(標準6ヶ月～1年) →地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した訓練 (例)情報ビジネス科、介護サービス科、ホテル・レストランサービス科、陶磁器製造科、造園科等	離職者の早期再就職を実現する訓練 (例)OA事務科、経理事務科、情報処理科、介護サービス科、販売実務科等
実施主体	民間教育訓練機関等	国(雇用・能力開発機構)及び都道府県等	

実施場所	中央職業能力開発協会により訓練計画の認定を受けた民間教育訓練機関等	国(雇用・能力開発機構)、都道府県等の公共職業能力開発施設	国(雇用・能力開発機構)、都道府県等の公共職業能力開発施設による委託を受けた民間教育訓練機関等
訓練受講費用		無料	無料
訓練経費の支払	訓練を実施した民間教育訓練機関等に対し、奨励金を支給 ＜訓練実施に係る奨励金の額(1ヶ月当たり)＞ ・ 職業横断的スキル習得コース 6万円 ・ 新規成長・雇用吸収分野等訓練コース 基礎演習コース 10万円 実践演習コース 6万円 ・ 社会的事業者等訓練コース 10万円 ＜新規訓練設定奨励金＞ ・ 第1種新規訓練設定奨励金:基金訓練を新たに実施した場合に、訓練期間と定員数に応じて、5～300万円を支給 ・ 第2種新規訓練設定奨励金:社会的事業者等訓練コースについては、上記に加え、認定を受けた計画に基づいて施設・設備の設置・整備を行い、ハローワークの受講勧奨を受けた訓練受講者数が合計10名以上である場合に、1施設当たり800万円を限度として、要した費用の5分の4の額を支給。	雇用・能力開発機構、都道府県に対する交付金の一部で措置	○委託先の民間教育訓練機関等に対し、委託費を支払 ○一部の訓練について、訓練受講者の就職率に応じた委託費の上乗せ(インセンティブ方式)を導入 ＜インセンティブ方式について＞ 以下の支給基準に基づき、訓練実施経費(上限5万円)に就職支援経費を上乗せして支給。 ・就職率75%以上 訓練生1名1月当たり2万円支給 ・就職率55%以上75%未満 訓練生1名1月当たり1万円支給 ・就職率55%未満 支給なし ※ 就職率30%未満のコースについては、改善指導のうえ実施した2回目の就職率も30%未満の場合は、次回の委託先選定において、委託の対象とはしない。 ※ 成果報酬制度は、制度導入の趣旨・目的等に鑑み、就職率の低い一部の委託訓練(座学中心の訓練)にのみ導入。
再受講の考え方	○公共職業訓練を受講修了後、1年以上経過していることが必要 ○より実践的、専門的な訓練の連続受講を認めている。具体的には以下のパターン。 ・横断的スキル／基礎演習 → 実践演習 ・横断的スキル／基礎演習 → 公共職業訓練 ・実践演習 → 公共職業訓練 など	○過去に公共職業訓練を受講したことがある場合、同訓練を受講修了後、原則1年以上経過していることが必要	

(参考)公共職業訓練(委託訓練)に係る職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定(抄)

(国及び都道府県が行う職業訓練等)

第十五条の六

3 国及び都道府県(第十六条第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。)が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げる施設(以下「公共職業能力開発施設」という。)内において行うほか、職業を転換しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによつて行うことができる。

基金訓練計画コース数及び定員数(開講月別)

(平成21年度)

	21年7・8月	21年9月	21年10月	21年11月	21年12月	22年1月	22年2月	22年3月	21年度計
コース数	86	81	215	402	325	491	575	927	3,102
定員数	2,080	1,747	4,696	8,261	6,845	11,109	11,757	19,125	65,620

※ 開講が平成22年3月31日までの認定済みコース数及び定員数。

(平成22年度)

	22年4月	22年5月	22年6月	22年7月	22年8月以降	22年度計
コース数	1,094	1,058	1,310	1,374	1,577	6,413
定員数	24,410	23,161	28,970	31,256	35,027	142,824

※ 開講が平成22年4月1日以降の認定済みコース数及び定員数。

基金訓練応募状況(平成22年7月6日現在)

○ 応募倍率については、事業開始後は平均で1倍に満たない状況であったが、その後は、すべての新規求職者への積極的な周知に努め、最近の平均応募倍率は1.30倍程度となっている。分野別には介護系の応募者が多く、最近の応募倍率は1.79倍と高い。

○ 定員充足率については、事業開始直後は平均で7割程度であったが、辞退者が出た場合の繰上げ受講を可能とする等、充足率向上のための取組を強化し、最近では平均して80%以上の充足率となっている。

		コース数	定員数	応募者数	入校者数	応募倍率	定員充足率
7月～10月開講	職業横断的ITスキル	222	4,747	4,184	3,329	0.88	70.1%
	基礎演習	22	472	380	302	0.81	64.0%
	実践演習	57	1,332	1,615	1,123	1.21	84.3%
	介護系	15	376	576	346	1.53	92.0%
	医療事務系	14	357	404	292	1.13	81.8%
	情報系	7	157	175	132	1.11	84.1%
	その他	21	442	460	353	1.04	79.9%
	小計	301	6,551	6,179	4,754	0.94	72.6%
11月開講	職業横断的ITスキル	206	3,773	3,592	2,762	0.95	73.2%
	基礎演習	29	648	473	397	0.73	61.3%
	実践演習	117	2,682	3,207	2,106	1.20	78.5%
	介護系	18	458	587	395	1.28	86.2%
	医療事務系	19	400	529	342	1.32	85.5%
	情報系	30	662	834	548	1.26	82.8%
	その他	50	1,162	1,257	821	1.08	70.7%
	小計	352	7,103	7,272	5,265	1.02	74.1%
12月開講	職業横断的ITスキル	173	3,432	3,717	2,704	1.08	78.8%
	基礎演習	17	366	321	279	0.88	76.2%
	実践演習	106	2,375	2,933	1,927	1.23	81.1%
	介護系	24	620	975	572	1.57	92.3%
	医療事務系	22	518	633	439	1.22	84.7%
	情報系	13	283	413	258	1.46	91.2%
	その他	47	954	912	658	0.96	69.0%
	小計	296	6,173	6,971	4,910	1.13	79.5%
1月開講	職業横断的ITスキル	254	5,439	6,581	4,539	1.21	83.5%
	基礎演習	32	756	881	625	1.17	82.7%
	実践演習	164	3,975	5,751	3,320	1.45	83.5%
	介護系	39	993	1,876	920	1.89	92.6%
	医療事務系	43	1,090	1,356	897	1.24	82.3%
	情報系	28	661	948	583	1.43	88.2%
	その他	54	1,231	1,571	920	1.28	74.7%
	小計	450	10,170	13,213	8,484	1.30	83.4%
2月開講	職業横断的ITスキル	338	6,296	7,548	5,300	1.20	84.2%
	基礎演習	32	644	710	538	1.10	83.5%
	実践演習	176	4,108	5,909	3,555	1.44	86.5%
	介護系	35	923	1,741	841	1.89	91.1%
	医療事務系	27	598	823	522	1.38	87.3%
	情報系	44	1,068	1,580	943	1.48	88.3%
	その他	70	1,519	1,765	1,249	1.16	82.2%
	小計	546	11,048	14,167	9,393	1.28	85.0%
3月開講	職業横断的ITスキル	517	9,974	12,984	8,690	1.30	87.1%
	基礎演習	64	1,403	1,425	1,076	1.02	76.7%
	実践演習	297	6,698	11,659	6,005	1.74	89.7%
	介護系	83	2,061	4,921	1,984	2.39	96.3%
	医療事務系	44	1,053	1,612	957	1.53	90.9%
	情報系	68	1,477	2,162	1,315	1.46	89.0%
	その他	102	2,107	2,964	1,749	1.41	83.0%
	社会的事業者等	2	40	40	39	1.00	97.5%
	小計	880	18,115	26,108	15,810	1.44	87.3%
21年度計	職業横断的ITスキル	1,710	33,661	38,606	27,324	1.15	81.2%
	基礎演習	196	4,289	4,190	3,217	0.98	75.0%
	実践演習	917	21,170	31,074	18,036	1.47	85.2%
	介護系	214	5,431	10,676	5,058	1.97	93.1%
	医療事務系	169	4,016	5,357	3,449	1.33	85.9%
	情報系	190	4,308	6,112	3,779	1.42	87.7%
	その他	344	7,415	8,929	5,750	1.20	77.5%
	社会的事業者等	2	40	40	39	1.00	97.5%
	小計	2,825	32,591	73,910	48,616	1.25	82.2%

4月開講	職業横断的ITスキル	496	10,472	13,513	9,013	1.29	86.1%
	基礎演習	128	2,924	2,815	2,228	0.96	76.2%
	実践演習	393	9,212	14,266	7,983	1.55	86.7%
	介護系	88	2,229	4,270	2,011	1.92	90.2%
	医療事務系	56	1,422	2,285	1,294	1.61	91.0%
	情報系	88	2,043	2,841	1,770	1.39	86.6%
	その他	161	3,518	4,870	2,908	1.38	82.7%
	社会的事業者等	9	190	187	141	0.98	74.2%
小計		1,026	22,798	30,781	19,365	1.35	84.9%
5月開講	職業横断的ITスキル	445	9,117	11,423	7,535	1.25	82.6%
	基礎演習	140	3,331	3,271	2,494	0.98	74.9%
	実践演習	390	8,848	14,111	7,691	1.59	86.9%
	介護系	79	1,987	3,890	1,827	1.96	91.9%
	医療事務系	56	1,393	2,339	1,290	1.68	92.6%
	情報系	77	1,715	2,850	1,502	1.66	87.6%
	その他	178	3,753	5,032	3,072	1.34	81.9%
	社会的事業者等	13	192	225	149	1.17	77.6%
小計		988	21,488	29,030	17,869	1.35	83.2%
6月開講	職業横断的ITスキル	471	9,702	10,727	7,730	1.11	79.7%
	基礎演習	142	3,244	3,090	2,399	0.95	74.0%
	実践演習	385	8,966	12,534	7,676	1.40	85.6%
	介護系	99	2,564	3,945	2,277	1.54	88.8%
	医療事務系	62	1,479	2,070	1,312	1.40	88.7%
	情報系	81	1,870	2,635	1,546	1.41	82.7%
	その他	143	3,053	3,884	2,541	1.27	83.2%
	社会的事業者等	11	142	131	107	0.92	75.4%
小計		1,009	22,054	26,482	17,912	1.20	81.2%
22年度計	職業横断的ITスキル	1,412	29,291	35,663	24,278	1.22	82.9%
	基礎演習	410	9,499	9,176	7,121	0.97	75.0%
	実践演習	1,168	27,026	40,911	23,350	1.51	86.4%
	介護系	266	6,780	12,105	6,115	1.79	90.2%
	医療事務系	174	4,294	6,694	3,896	1.56	90.7%
	情報系	246	5,628	8,326	4,818	1.48	85.6%
	その他	482	10,324	13,786	8,521	1.34	82.5%
	社会的事業者等	33	524	543	397	1.04	75.8%
合計		3,023	66,340	86,293	55,146	1.30	83.1%

※ 応募倍率＝応募者数／定員数

※ 定員充足率＝入校者数／定員数

※ 平成22年6月30日までの開講コースについて平成22年6月30日時点の速報値

※ 未就職卒業者向け基金訓練については、「基礎演習」において計上

※ 合宿型若者自立プログラムについては、「社会的事業者」において計上

※ 中止コース等を含まない

訓練・生活支援給付の受給資格認定件数(月別)

(単位:件)

	全体		
		基金訓練 受講者	公共職業訓練 受講者
21年7月	34	0	34
21年8月	995	364	631
21年9月	1,630	463	1,167
21年10月	2,449	1,049	1,400
21年11月	3,974	2,285	1,689
21年12月	6,827	4,551	2,276
22年1月	5,673	4,170	1,503
22年2月	5,581	4,538	1,043
22年3月	10,278	8,917	1,361
21年度計	37,441	26,337	11,104

	全体		
		基金訓練 受講者	公共職業訓練 受講者
22年4月	11,929	9,378	2,551
22年5月	11,758	10,293	1,465
22年6月	15,374	14,015	1,359
22年7月	1,549	1,378	171
22年度計	40,610	35,064	5,546

※ 平成22年7月6日現在

訓練・生活支援給付・受給資格認定者年齢別分布

(平成21年度)

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	21年度計
単身	266	4,747	8,485	6,767	3,917	1,158	25,340
扶養者あり	14	1,230	4,071	4,110	2,025	651	12,101
計	280	5,977	12,556	10,877	5,942	1,809	37,441

※ 平成22年3月31日までの認定状況

(平成22年度)

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	22年度計
単身	1,245	6,267	8,356	6,590	4,242	1,372	28,072
扶養者あり	21	1,453	4,093	4,089	2,174	708	12,538
計	1,266	7,720	12,449	10,679	6,416	2,080	40,610

※ 平成22年4月1日から7月6日までの認定状況

訓練・生活支援資金融資実施件数（平成21年8月～）

平成22年3月31日現在

（件、千円）

21年8月分		21年9月分		21年10月分		21年11月分		21年12月分		22年1月分		22年2月分		22年3月分		21年度計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
59	11,580	158	30,100	353	79,612	367	88,423	927	211,583	849	195,905	970	221,348	1,229	284,279	4,912	1,122,830

平成22年6月30日現在

22年4月分		22年5月分		22年6月分		22年度計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1,488	377,040	1,532	445,989	1,809	463,945	4,829	1,286,974

平成20年度 公共職業訓練実施状況

	合計		雇用・能力開発機構		都道府県	
	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
離職者訓練	131,800	—	102,368	—	29,432	—
うち施設内	40,102	74.5% (▲4.9)	27,144	78.5% (▲3.5)	12,958	66.0% (▲7.6)
うち委託	91,698	68.3% (▲2.6)	75,224	69.5% (▲1.9)	16,474	62.5% (▲5.2)
在職者訓練	102,369	—	43,803	—	58,566	—
学卒者訓練	21,006	89.1% (▲4.1)	7,303	96.8% (▲1.6)	13,703	86.5% (▲5.2)
合計	255,175	—	153,474	—	101,701	—

注1 離職者訓練の就職率(1ヶ月以下のコースは除く)については、訓練終了3ヶ月後の就職状況

注2 委託訓練には、委託訓練活用型デュアルが含まれる。

注3 学卒者訓練の就職率には専門課程・普通課程活用型デュアルが含まれず、訓練終了1ヶ月後の就職状況

注4 障害者訓練は除いている。

注5 離職者訓練の受講者数は「入校者数」であり、1ヶ月以下のコースも含む。

注6 学卒者訓練受講者数は「当該年度在校者数」であり普通・専門課程活用型デュアルシステムが含まれる。

注7 定例業務統計報告調べ

委託訓練実施要領（概要）

○ 実施機関

専修学校等の民間教育訓練機関、大学・高等専門学校、事業主、職業訓練法人、NP

○ 法人等

○ 定員

概ね10人～30人

○ 訓練内容

就職促進コース（知識等習得コース、実習等訓練コース、資格取得コース等）等

○ 訓練期間及び訓練時間

- ・ 知識等習得コース・実習等訓練コースの総訓練時間は300時間を標準とし、50時間以上。訓練期間は1年以下。

- ・ 資格取得コースの訓練期間は2年以下

○ 講師は、職業訓練指導員免許を有する等、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者

○ 修了証の発行

訓練修了後に発行

○ 実施コース

直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの等は対象としない

○ 受講者に対する就職支援

就職支援の内容については、事前に能開施設に対し明確にし、その内容は委託契約書に明記すること

○ 就職状況の報告

訓練修了後3か月以内の就職状況を報告すること

求職者支援制度における新たな職業訓練の在り方について (議論の中間的整理) (たたき台)

はじめに

- 近年、厳しい雇用失業情勢が続く中で、離職者の増加や、離職者を新たな雇用に結びつけるための職業訓練へのニーズの高まりを踏まえ、昨年夏から、雇用保険を受給できない者等を対象とした職業訓練（以下「基金訓練」と、基金訓練受講者のうち所得、資産等に関する一定要件を満たした者に対する生活給付を行う緊急人材育成支援事業が実施されている。
- 「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においては、平成23年度から、雇用保険と生活保護の間の「第2のセーフティネット」として、雇用保険を受給できない求職者に対する職業訓練及び給付を行う「求職者支援制度」を恒久制度として創設することとされており、同制度の創設に向け、労働政策審議会では、職業安定分科会雇用保険部会において、給付を中心とした制度全体の在り方に関する検討を、また、本分科会において、同制度において実施する職業訓練（以下「新訓練」）の在り方に関する検討を、それぞれ実施しているところである。
- ここでは、本分科会におけるこれまでの議論を踏まえ、新訓練の目的、対象者の範囲、新訓練の内容、効果的な訓練の実施の在り方等について、以下のとおり、中間的に整理を行った。

第1 新訓練の目的

- 新訓練は、雇用保険を受給できない求職者に対する新たな雇用のセーフティネットとして、必要な職業能力を付与し、早期就職・安定雇用の実現を促すためのものであるとの位置づけを明確にすべきではないか。

第2 対象者の範囲

(対象者の属性について)

- 新訓練の対象者については、第1のセーフティネットである雇用保険の受給資格がないことを前提とすべきではないか。
- ただし、公的年金制度の受給開始年齢に達するとともに、雇用保険の適用対象外でもある65歳以上の求職者については、新訓練の対象外にすべきではないか。

(対象者に関するその他の留意点について)

- 新訓練は、あくまで訓練による技能・知識の習得により、就職を目指す求職者を対象に行われるべきものであるが、求職者支援制度においては、一定の要件を充たす訓練受講者に対して、あわせて給付が行われることから、当該給付の受給を第一の目的として新訓練を受講しようとするケースが生じることも考えられる。このため、新訓練の受講者には、訓練を真剣に受講し、それにより就職しようとする意欲と能力が認められることを要件とすべきではないか。

第3 新訓練の内容と実施機関の確保

(訓練コースの内容・設定について)

- 新訓練は、就業経験がない求職者、非正規就業を繰り返しており雇用保険に加入していなかった、又は加入しても給付の受給資格を得るに至らなかった求職者や雇用保険の受給期間が終了した後も就職していない求職者に対し、就職に必要な基礎的能力から実践的能力の付与までを行うものとし、カリキュラムの中にはキャリア形成や就職支援にかかるものが含まれているものとするべきではないか。
- 訓練コースの設定に当たっては、政府の新成長戦略等において成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとするのが重要ではないか。
- このため、訓練コースの設定基準については、過度に詳細で硬直的な運用とならないよう、地域や産業の実情に応じ、柔軟な訓練が実施できるものとするべきではないか。
- また、新訓練が効果的に実施されるよう、労使や教育訓練機関などの関係者の意見を聞き、制度の運用を行う上での参考にする仕組みを設けるべきではないか。

(訓練の規模について)

- 新訓練は、当面は、現行の基金訓練の実施規模も参考としつつ、その時々
の雇用失業情勢に応じて適切な規模で実施すべきではないか。

(訓練実施機関の属性について)

- 新訓練は、受講者の就業経験や能力等が多様であり、訓練コースの設定に当たっては、民間教育訓練機関など訓練実施機関の創意工夫や柔軟なアイデアを尊重することが効果的であることから、国が訓練の内容を一元的に作成するのではなく、各訓練実施機関が作成する訓練の内容が一定の認定基準に合致するものか否かを審査・認定し、実施させる仕組みとすることが適当ではないか。

第4 求職者の新訓練への誘導・新訓練修了後の就職支援

(新訓練への適切な誘導について)

- 求職者を新訓練に誘導するに当たっては、ハローワークにおいて、当該求職者が就職先として希望する職種・業務内容を明らかにし、それに応じた適切な訓練に誘導するため、ジョブ・カードを用いるなどしたキャリア・コンサルティングを行うとともに、訓練受講を希望する者の受講目的や受講意欲を確認することが必要ではないか。
- その際には、あらかじめ、訓練コースごとに修了後に達成が見込まれる知識や技能の習得水準を明らかにしておく必要があるのではないかと。
- なお、訓練開始後であっても、求職者が意欲をもって真剣に訓練を受講することが重要であり、万一受講態度に問題が生じる場合には、是正に向けての十分な指導を行う等、適切な措置を講ずることも検討すべきではないか。

(訓練受講者への就職支援について)

- 新訓練を受講する求職者が、訓練修了後、早期に就職できるよう、ハローワークや訓練実施機関が連携し、訓練受講期間中からの求職活動を促すとともに、キャリア・コンサルティングやジョブ・カードを積極的に活用する等して、これを支援することが重要ではないか。

第5 訓練の評価と効果的な訓練の実施のための措置

(訓練実施効果の評価指標について)

- 本制度の目的が求職者の早期就職にあることにかんがみ、新訓練の効果測定に当たっては、原則として、新訓練受講者の就職率を評価指標とすべきである。また、その際、訓練修了後、就職状況を明確に把握できるようにする仕組みづくりが重要ではないか。

(より効果的な訓練実施のための方策について)

- 新訓練においては、訓練実施機関が、受講者の就職に向け、カリキュラムや就職支援を積極的に改善する取組みを促すため、就職率実績に応じた財政的支援を行う仕組みが必要ではないか。
- こうした財政的支援を行う際には、本制度の目的が求職者の早期就職にあることを踏まえ、訓練実施機関が、受講者の訓練期間中の就職を理由とした受講中止を抑制することにつながらないよう工夫すべきではないか。

- なお、現行の基金訓練においては、訓練受講者数に応じて支払われる「訓練奨励金」のほか、新規に訓練コースを設定した訓練実施機関に対し、定員規模と訓練期間に応じて支給される「新規訓練設定奨励金」が存在するが、新訓練においては、現行事業の推進に伴い、これまでに一定規模の訓練実施機関が育成されていることや既存の訓練コースとの公平性等も勘案し、訓練コースの新規設定に対する特別な支援措置は行わないこととすることが適当ではないか。

(受講生による適正な訓練受講のための方策について)

- 求職者が、漫然と訓練受講を繰り返すようなことのないよう、同種の訓練の連続受講は認めないこととすべきであり、また、訓練修了後は、訓練により習得した知識・技能を活かせる分野への就職活動に専念すべき観点からも、修了後一定期間は、新たな訓練をあっせんしないこととすべきではないか。
- 併せて、出席の判定を厳格に実施することや、受講者が訓練を最後まで受け続けるような動機付けが必要ではないか。

第6 訓練の事業運営体制の確保について

(求職者支援制度における新訓練の事業運営体制について)

- 新訓練は、国が雇用のセーフティネットとして責任をもって運営すべきであり、全国一律に利用できるユニバーサルなサービスとして実施すべきものであることから、都道府県労働局やハローワークを活用した運営が必要ではないか。

第7 その他

- 不正防止策についても、制度設計の中に盛り込むべきではないか。

第 51 回職業能力開発分科会における主な指摘事項

(訓練の目的)

- 求職者支援制度は、第 1 のセーフティネットである雇用保険制度を補完するものと位置付け、雇用保険制度で賄える部分は、まずはそちらで対応すべきではないか。
- 求職者支援制度が雇用対策であることを明確にすべきではないか。

(対象者の範囲)

- 雇用保険受給者の中には、失業手当の額が月 10 万円に満たない者もいることから、雇用保険受給者を対象者から除外してしまうことの是非については、検証が必要ではないか。

※ 新卒未就職者を訓練の対象とするか否かについて、賛成・反対双方の立場から議論有り。

- 給付の対象者は、訓練受講者の中から、さらに必要性を考慮して絞り込むべきではないか。

(訓練実施規模)

- 制度の対象となり得る求職者の規模を明らかにすべきではないか。
- 訓練の実施規模についても、今後、制度の詳細を詰めていく中で十分に議論すべきではないか。

(訓練コースの設定)

- 訓練の認定基準を、地域の産業ニーズに即した、また、柔軟な運用が図れるものとすることは重要ではないか。
- 民間の訓練機関が対応できない分野・地域については、公的な機関や施設を活用することを検討すべきではないか。
- 新訓練のコース設定に当たっては、現行の委託訓練や基金訓練の基準にもあるように、取得できる資格等を就職に結びつくものとすべきではないか。
- 訓練の内容としては、トレーニングだけでなく、ガイダンス的な要素も重要ではないか。
- 訓練内容に、コミュニケーション能力などヒューマンスキルを高める要素を盛り込むことが必要ではないか。
- 訓練期間の上限の原則を決めておくことが必要ではないか。

(訓練実施機関の属性)

- 求職者の具体的な状況は様々であり、多様なカリキュラムが必要ではないか。
- 民間の実施機関を主力としつつも、地域の状況によっては、必要に応じ、公的な機関の活用も検討すべきではないか。

(求職者の訓練への誘導・就職支援)

- 就業意欲を喚起し持続させるため、訓練受講者に対して受講前から受講後に至るまで定期的にキャリア・コンサルティングを受けさせるべきではないか。
- 訓練受講履歴をジョブ・カードに記載し、就職支援に活用すべきではないか。
- ハローワークの指導の下、訓練期間中から就職活動を促すべきではないか。

(訓練実施の効果・適切な訓練実施のための措置)

- 訓練内容の有効性を検証するためには、就職先が訓練コースの内容に密接に関連しているか否かや、職場への定着状況について確認することが必要ではないか。
- 訓練修了者が就職に結びついた場合、レポートの提出を求めることとしてはどうか。

(その他)

- 本制度を運営し、効果的な訓練を実施する上では、職業訓練の実施や支援に関する知見・ノウハウを有する雇用・能力開発機構を活用すべきではないか。
- 受講生の出席状況や受講態度などを把握し管理するシステムが必要ではないか。
- 本分科会の論点ではないが、財源についても議論が必要ではないか。